

## 返戻金制度について

採用決定者が就業開始後(入社日を起算日とする)、自己都合による退職もしくは、  
採用決定者の責による解雇(退職日もしくは解雇日を算定日とする)となった場合(以下  
「退社等」という)、乙は甲の求めにより、報酬の一部を下記各号のとおり返還する。

ただし、退社等が甲の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではない。

- ・3箇月未満:報酬の50%

甲は採用決定者の退社等から7日以内に乙に通知するものとする。